

議案第 87 号

多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年多可町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

第2条 多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

多可町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表

(第1条関係)

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

(第2条関係)

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |